

第2 調査結果

1 行政機関、独立行政法人等における個人情報の管理に関する制度の概要

調査の結果	説明図表番号
<p>(1) 行政機関における個人情報の管理に関する制度</p> <p>行政機関の保有する個人情報の取扱いについては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）により規律されている。</p> <p>行政機関個人情報保護法では、行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされている（第6条）。</p> <p>これに関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第7条に基づく「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）において、行政機関個人情報保護法の適切な運用のため、総務省は、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知。以下「行政機関指針」という。）を策定するとともに、各行政機関は、行政機関指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した個人情報の適切な管理に関する定め（以下「保護管理規程」という。）等を整備することとされている。</p>	<p>表1-(1)-①</p> <p>表1-(1)-②</p>
<p>(2) 独立行政法人等における個人情報の管理に関する制度</p> <p>独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、特殊法人（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「独法等個人情報保護法」という。）の対象法人に限る。）及び日本司法支援センター（以下これらを総称して「独立行政法人等」という。）の個人情報の取扱いについては、独法等個人情報保護法により規律されている。</p> <p>独法等個人情報保護法では、独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされている（第7条）。</p> <p>これに関し、基本方針において、独法等個人情報保護法の適切な運用のため、総務省は、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成16年9月14日総務省行政管理局長通知。以下「独法等指針」という。）を策定するとともに、各独立行政法人等は、独法等指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に即した保護管理規程等を整備することとされている。</p>	<p>表1-(2)-①</p> <p>表1-(2)-②</p>

表 1－(1)－① 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（安全確保の措置）

第 6 条 行政機関の長は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、行政機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（注）下線は当省が付した。

表 1－(1)－② 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）（抜粋）

2 国が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する事項

（1）各行政機関の保有する個人情報の保護の推進

国の行政機関が保有する個人情報の保護については、行政機関個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、「行政機関の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年 9 月 14 日総務省行政管理局長通知）を策定し、個人情報の漏えい等事案の発生を踏まえた必要な改正を行い、個人情報の適切な管理を徹底してきたところであり、引き続き、各行政機関及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施を行い同法の周知を図るとともに、施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

また、各行政機関は、総務省が策定する指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に則した個人情報の適切な管理に関する定め等の整備を行っているところであるが、引き続き、①職員への教育研修、②適切な情報セキュリティシステムの整備、③管理体制や国民に対する相談等窓口の整備、④個人情報の適切な管理を図るために講じる措置等に関する情報の提供を行う。

なお、国の行政機関における個人情報の提供については、行政機関個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(2)-① 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）（抜粋）

（目的）

第 1 条 この法律は、独立行政法人等において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、独立行政法人等における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、独立行政法人等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（安全確保の措置）

第 7 条 独立行政法人等は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、独立行政法人等から個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

（注）下線は当省が付した。

表 1-(2)-② 個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）（抜粋）

4 独立行政法人等が講ずべき個人情報の保護のための措置に関する基本的な事項

独立行政法人等が保有する個人情報の保護については、独立行政法人等個人情報保護法を適切に運用するため、同法の運用の統一性、法適合性を確保する立場にある総務省は、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（平成 16 年 9 月 14 日総務省行政管理局長通知）を策定し、個人情報の漏えい等の事案の発生を踏まえた必要な改正を行い、個人情報の適切な管理を徹底してきたところであり、引き続き、各行政機関、独立行政法人等及び国民に対して、パンフレットの配布や説明会の実施等を行い同法の周知を図るとともに、施行状況の概要の公表等国民に対する情報提供を行い制度の運用の透明性を確保する。

また、各行政機関は、所管する独立行政法人等に対して、その業務運営における自主性に十分配慮しながら、必要な指導、助言、監督を行う。

独立行政法人等は、総務省が策定する指針等を参考に、その保有する個人情報の取扱いの実情に則した個人情報の適切な管理に関する定め等の整備を行っているところであるが、引き続き、①職員への教育研修、②適切な情報セキュリティシステムの整備、③管理体制や国民に対する相談等窓口の整備、④個人情報の適切な管理を図るために講じる措置等に関する情報の提供を行う。

なお、独立行政法人等における個人情報の提供については、独立行政法人等個人情報保護法上、必要性が認められる場合は、個人情報の公表等は可能となっており、情報提供の意義を踏まえた上で、同法の適切な運用を図るものとする。

（注）下線は当省が付した。